報

平成十九年十月十二日

毎週火・金曜日発行

条例

山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

Щ

П 県 知 事

井

関

成

## 山口県条例第五十三号

山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和四十九年山口県条例第三十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条中第二号を削り、 第三号を第二号とする。

Щ

第二条の表美祢市美祢郡選挙区の項を次のように改める。

美 袮 市 選 挙  $\overline{\times}$ 美祢市の区域

人

則

附

この条例は、 平成二十年三月二十一日から施行する。

目

次

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)